

# 令和4年あきる野市農業委員会 7月総会議事録

令和4年7月25日（月）午後1時30分、令和4年あきる野市農業委員会7月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、大福哲也、唐澤啓治、長濱一郎、本郷朝次、小川金二、栗原剛、  
嶋崎三雄、田中克博、平野久雄、山崎勇

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎、小田川篤雄、野崎忠、宮崎恒雄、田中英雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 藤島和彦 ・ 事務局 金澤知行、森川朋紀

議事日程

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

第2号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について

開会 午後1時30分

(事務局長) それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。本日午前中に産業祭運営委員会役員会がございまして、市内でもコロナウイルスの感染者が大分増えてきているところなのですが、一応開催に向けて進めていくことになりました。詳細につきましては今後検討してまいります。例年ですと農業委員の皆さまにもご参加いただいておりますので、また、産業祭の中で盛大に品評会ができればと思っておりますので、その際にはご協力をいただければと思っております。それではただ今から、令和4年あきる野市農業委員会7月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶、よろしくお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しい午後、総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。今、お話があったように産業祭の会議が午前中にありまして、産業祭は行うという方向で進めるということなのですが、あまりにもコロナウイルスの感染が拡大した場合には、途中でまた役員会を開いて検討するというので、今の感染状況ですと全く先が見えない状況ですが、作物は皆さん品評会がありますので、一生懸命良い作物を作って出品をしていただきたいと思います。あきる野市でも感染者が増えておまして、コロナが始まった頃の話ですと、インフルエンザと同じで夏場は下火になるという話だったと私は記憶しているのですが、こんな暑い中で感染がひどく拡大してしまっていて、身近に迫っているなど私は危機感を持っていますけれども、畑へ行っていれば大丈夫だと思っていたのも段々怖くなってきて、いろいろ考えてしまっていて心配で、心配性なものですから、皆さまもぜひ体には気を付けていただきたいと思います。今後もこのような状況ですと、また総会も半数での開催になるかも知れませんが、できるだけ集まって皆さんのご意見をいただきたいと思いますので、できるだけ全員参加でやっていきたいと思っております。本日はコロナ感染も心配ですので、皆さまの活発なご意見をいただきたいと思います。議事のスムーズな進行にもご協力をいただきまして、なるべく早く終わらせたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(事務局長) はい。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。諸報告、7月5日、火曜日に開催された、西多摩地区農業委員会広域連携会議に私と堀江職務代理、事務局長の3名で出席しました。諸報告は以上です。本日の署名委員は栗原委員と嶋崎委員になります。よろしくお願いいたします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

(議長) はい。本日は橋本委員と笹本委員から欠席の連絡がありましたので、出席委員は農業委員12名、推進委員5名の合計17名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案ですが、収受56の案件がご本人をお呼びしている案件となりまして、すでにご本人がいらっしゃって待機していますので、こちらを先に審議したいと思います。まずは事務局、第1号議案、収受56について、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和4年7月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野

富和。

(第1号議案・収受56 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受56について、担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) はい。それでは報告させていただきます。7月21日に平野委員と事務局2人で現地調査に行っておりまして。案内図は5ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

細長い畑で現地はきれいに耕耘されていて特に問題はありませんでした。なお、譲受人の〇〇〇〇さんは●●、●●で植木の生産販売を行っている方で、●●●●●組合●●支部の理事を務め、仕事柄私も取引を何度かしたことがあり、最近ご無沙汰しておりますが、今日、本人が来られるということで、知り合いということで簡単に紹介させていただきました。やり手の方ですので、よろしく願いいたします。以上です。

(議長) ただいま、事務局と唐澤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？これからご本人をお呼びしますが、よろしいでしょうか？・・・ではお願いします。

(〇〇氏 入室)

(議長) 〇〇さん、本日はお忙しい中ご足労いただきありがとうございます。

(〇〇氏) こんにちは。いろいろお世話になります。よろしく願いいたします。

(議長) 早速ですが、自己紹介を兼ねて、現在の経営とか、今後の計画や抱負等、簡単にご説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(〇〇氏) 私は●●で植木の生産販売をいたしております。自分の土地は今、●町●反ぐらいなのですが、借りている所がその倍ぐらいあると思います。それで、今年の春に●反、借りている所を返しましたので、ちょっと畑が足りなくなりましたので、今回購入を考えました。たいして大きくはやっていないのですが、従業員1人とせがれと私と家内でやっております。

(議長) 今回買う土地には植木を？

(〇〇氏) はい。植えたいと思います。

(議長) 分かりました。今、ご本人の説明が終わりましたが、何かご質問ございますか？

(平野委員) 平野です。本日はご苦労様です。〇〇さんは東京都内に限らず全国に名の通った植木生産者なので問題ないと思うのですが、いかんせん、この辺は植えられる植木、中高木というのはちょっとアレルギーがあるようなところがありまして、最近は植えている方が大変少なくなっております。そうすると、周り、近隣の野菜農家さんなんかはやっぱり懸念材料として、ちょっと日照不足になるのかなとか、枝が出てちょっと邪魔になるのかな、なんていうような懸念が多分あると思うのですが、全然問題ないと思うのですが、その辺で何か対策なりあったら教えていただければなと思います。よろしく願いいたします。

(〇〇氏) こちらの畑を今回もし購入できれば、私が今、品種登録しておりますソヨゴという木がありまして、それは成長が非常に遅いんですね。そういうような木を植えたいと思っています。それとまた、隣の畑との間隔を、スペースをできるだけ取るようにいたしまして、迷惑を掛けないようにしたいと思っています。

(議長) 他にご質問ございますか？

(唐澤委員) 農業委員をやっている唐澤です。ご無沙汰しております。

(〇〇氏) 唐澤さんですか。ご無沙汰しております。

(唐澤委員) ここの畑にソヨゴ1本で？

(〇〇氏) いや、1本という訳にはいかないのですが・・・

(唐澤委員) あ、そうですか。シラカシとか？

(〇〇氏) いや、風除けには、あそこは風がものすごく当たるので、風除けには少しは植えたいと思いますけれども、あとは桜で、アマノガワと言って、ポプラみたいにまっすぐ伸びる木があるんですよ。東京都の街路樹にこれから使われると思われるので、それは成長が非常に遅い桜なので、それも少し植えさせていただければなとは思っております。以上です。

(唐澤委員) 出荷までどれくらい、最低3年とか4年とか・・・

(〇〇氏) そうですね。植木の場合は最低3年から5年ぐらいかかりますね。

(唐澤委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) 嶋崎と申しますが、今言われたような樹木というのは、高さがどれくらいになるものなのですか？植木にもよると思うのですが。

(〇〇氏) 木が大きくなると5メートル以上になるのですが、5メートルにならない前に出荷したいと思っております。それ以上になった場合は切って捨てるような形に早めにしたいたいと思っております。

(嶋崎委員) ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？では、本日はいろいろ委員からお話もありましたとおり、植木ということで、確かに最近植木が減ってきておりまして、もし購入できた場合には、日照等気を付けながら、ぜひよろしく願いいたします。今日はどうもありがとうございました。

(〇〇氏) ありがとうございます。失礼します。

(〇〇氏 退室)

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、収受56について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受41について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。引き続き議案書1ページ目をご覧ください。

**(第1号議案・収受41 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受41について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。去る7月21日に事務局2名と現地調査をいたしました。場所につきましては4ページをお開きください。

**(現地案内図 説明)**

畑にはトウモロコシ、ニンジン、ショウガ、サツマイモ、カボチャが栽培されており、すでに借受人が作られていると聞いております。借受人である〇〇さんは秋川ファーマーズセンターの会員でありまして、日頃から一生懸命やられている方ですので、特に問題はないかと思えます。以上です。

(議長) ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、収受41について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受58について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書2ページ目をご覧ください。

**(第1号議案・収受58 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受58について、担当の山崎委員、説明願います。

(山崎委員) はい。それでは収受58について、報告をいたします。始めに補足をさせていただきますと、譲受人の3人の関係はお母さんと息子さん夫婦になります。それでは地図は6ページをご覧ください。7月21日に市役所の担当者2名と私の3人で現地調査をしております。また、宮崎推進委員につきましては別の日に現地調査を行っております。

**(現地案内図 説明)**

まず〇〇〇-〇の現況ですが、農地全体に防草シートが敷かれている状況であります。所有権移転次第、シートを外して柑橘系の果物を栽培する予定だと聞いております。次に7ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

まず△△△-△と□□□-□ですが、ここは10本ほどの梅林になっておりまして、今後そのまま梅林として活用していきたいと考えているということでもあります。次に▽▽▽以下7枚の固まった畑ですが、現況は全体が草に覆われております。場所的には山間にしては平らで日当たりが非常に良い場所であると思えます。そして、この7枚の畑の右下あたりにある住宅が〇〇さんのご自宅で、3人とお父さんが住んでいる自宅になります。自宅の近くの畑ということになります。〇〇さんは有機農法をやっているということで、現状の草についてはあきる野市の●●地区の方でヤギチーズを作るためにヤギを飼っている方がいまして、その方をご存知ということで、その方のヤギを借りて草をきれいにしていきたい、その上で何かしらの作物を作付けしていきたいと、こういう考えでございます。以上よろしくご審議の程お願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と山崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(嶋崎委員) この〇〇さんは五日市の直売所なんかでやっているのでしょうか？

(宮崎委員) いいえ。

(嶋崎委員) 結構面積があるのですが、自家用ではないのですか？どうなのですか？

(事務局) はい。ご説明させていただきます。〇〇さんなのですが、直売所などには特段出しているなくて、今、烏骨鶏を飼われているのですが、できた卵だったり畑でできた野菜などは都内のレストランとか、五日市で開催されるマルシェがあるそうで、そういったところに販売をしたりしていると聞いております。なので、販売農家であると聞いております。以上です。

(嶋崎委員) ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？

(小田川委員) この議案の見方なのですが、この〇〇さんの家全体で●, ●●●㎡持っている、という解釈でいいのですよね？

(事務局) はい。そうです。

(小田川委員) 分かりました。

(議長) それで、この譲渡人の全部の畑をそれぞれ3分の1ずつ買う、ということですよね？

(事務局) はい。そのように聞いております。

(事務局長) 持分の話もしたのですが、どうしても3分の1ずつ持ちたいということ。

(議長) 3人で作って、マルシェとかで出しているということ？

(事務局長) はい。お母さんが中心で。土日などは一緒にやられているそうです。

(嶋崎委員) メインはお母さんで、息子さん夫婦は●●●とか、●●●●●なので、土日の手伝いみたいな感じですよ。

(事務局長) そんな感じになると思います。

(議長) 嶋崎委員の言うように、かなり面積が増えるので五日市ファーマーズセンターに出荷していただければ・・・

(事務局長) ここは山の上と言うか、段上なので、なかなか難しいのかも知れませんね。

(田中克博委員) 〇〇〇-〇の上下は住宅で、向かって左隣は畑なのですか？

(議長) この〇〇〇-〇の周りにも畑がありますが、皆さんはやっているのですか？

(山崎委員) 周りはやっていますね。だからここだけポツンと防草シートで黒く張ってあります。

(議長) ▽▽▽以下の所も周りはきれいにやっているのですか？

(山崎委員) いや、こちらは隣接する所にはそんなに畑はないんです。ちょうど山間で開けて平らな所になっておりまして、場所的にはすごく日当りの良い場所で、比較的平らなんですよ。ただ、草がかなり覆ってしまっていて、それをヤギに食べてもらうということです。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、収受58について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。また見回ってもらって、草が減っていないようだったら、注意なりしていただいて。

(事務局) そうですね、はい。

(議長) 続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書3ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶

予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和4年7月25日提出。  
あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の山崎委員、説明願います。

(山崎委員) はい。それでは番号1について報告をいたします。7月21日に市役所の担当者2名と私の3人で現地調査を行っております。また、宮崎推進委員につきましては、別の日に現地調査を行っております。地図はまず8ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

当該現地〇〇〇番には現在ナス、スイカ、ゴーヤなどの夏野菜とネギなどが作付けされておりました。次に9ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

△△△番の現況は土地の下側4分の1ほどに梅の木が4本ほど植わっております。また上の方の4分の1については、それほど大きくない栗の木が1本あって、あと草の中に枯れた栗の木の跡が3本ほど残っております。真ん中の2分の1については、キュウリ、ナス、オクラ等の夏野菜とサトイモが現在作付けされております。以上のように、申請人の〇〇〇さんは引き続き農業を行っていると考えます。以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と山崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(長濱委員) △△△番は、なぜ「●●●㎡の内●●●㎡」と「●●●㎡の内●●●㎡」の2に分けて表記されているのですか？

(事務局) 市街化区域と調整区域がちょうど筆の中で分かれてしまっているんです。

(長濱委員) 筆の中で？どこが境とかそういうのはなくて？

(事務局) そうですね。特に杭とかもある訳ではなくて、分筆もされていなくて、一筆の中でちょうど線引きが入ってしまっているという・・・

(議長) 多分、南側が調整で・・・

(事務局) 上が市街化という感じになりますね。ちょうどこの上の辺りは市街化区域の生産緑地がたくさんある所なので、ここも生産緑地になっています。

(事務局) 市街化区域内は生産緑地で、調整区域といずれも納税猶予をかけているということになります。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さん、〇〇〇△△は、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、令和4年あきる野市農業委員会7月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

**(専決報告 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、8月25日、木曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後2時10分